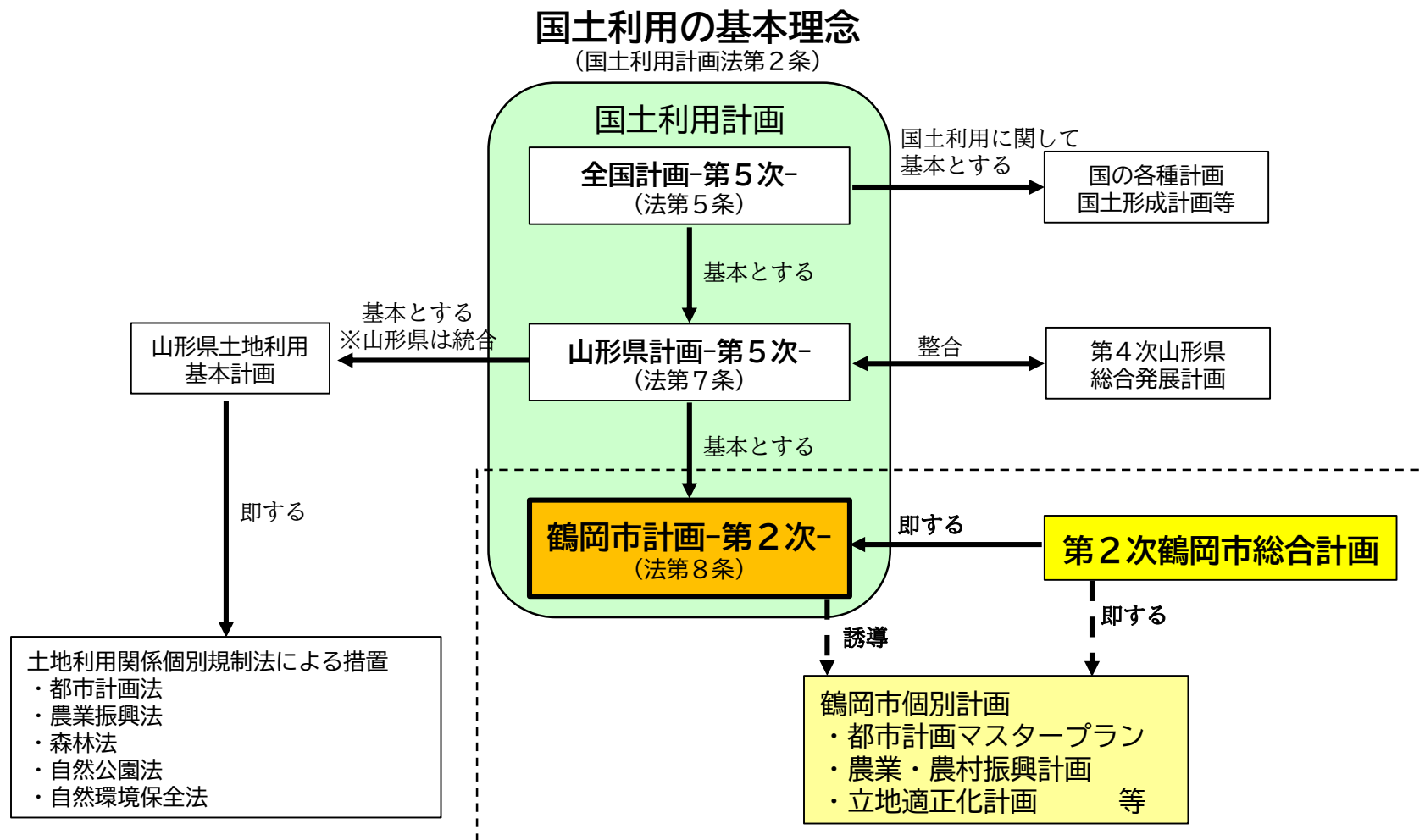


鶴岡市国土利用計画（第二次）について

計画の概要

- ・ 国土利用計画法第8条に基づき、国土の利用に関するすべての計画の基本となるもので、国、都道府県、市町村の3段階がある。
- ・ 市計画は県計画を基本とするとともに第2次鶴岡市総合計画に即するものとして策定し、市土利用の基本的な方向性を定め、**行政上の指針**となる。
- ・ 開発事業の実施を図るためのものではないが、土地利用の誘導を図る材料として活用することができる。



鶴岡市国土利用計画（第二次）案概要

市土の利用をめぐる状況と課題

- ・少子高齢化を伴う人口減少、中山間地域・沿岸域における過疎化の進行
- ・市土の管理水準低下の危機
- ・郊外化の進展と中心市街地の空洞化
- ・自然災害の増加と被害の甚大化、脱炭素社会の形成に向けた地球温暖化対策
- ・高速・広域交通網の整備進展

市土利用の基本方針

市土の適切な利用の促進と管理	市土における景観と自然環境の保全	市土の安全性の確保と利便性の向上	多様な主体の連携・共同による市土の運営
<ul style="list-style-type: none"> ・社会基盤の整備や地域資源の活用 ・公共公用の土地・建物等の計画的維持や有効な利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・城下町の面まちなみや農山漁村風景の保全 ・農地や森林の活用、再生可能エネルギーの創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害に強く住みやすい生活環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の総合力を発揮し、地域活性化と他地域との交流による地域づくり

必要な措置の概要

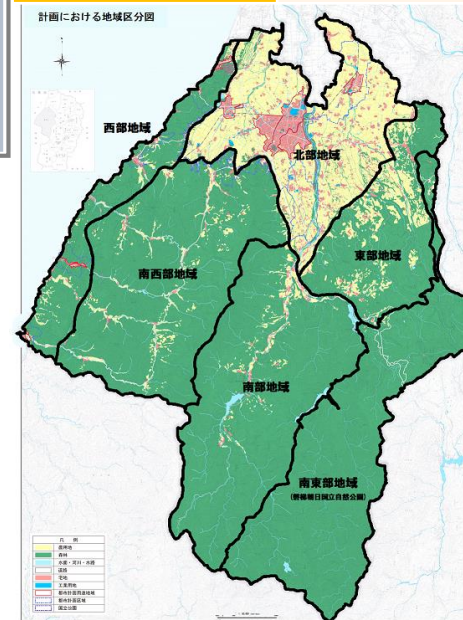
<ul style="list-style-type: none"> ・公共用施設等の社会資本ストックの適切な維持管理と有効利用 ・土地利用の調和を図るための利用転換に関する適切な調整 ・市土の利用区分ごとにおける有効利用の促進 ・土地利用関係法令や計画による適切な調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理や景観保全対策等による美しい景観の保全と形成 ・自然環境の維持形成と再生可能エネルギー利用の円滑な推進による地球環境保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等へ対応した施設整備と森林の機能向上のための適正な森林施業 ・防災性の高い居住空間と高速交通網の整備 ・高齢者や障害者等に配慮した公共施設や交通ネットワークの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体の連携・協働によるいきいきとした市土の創造 ・国土等に関する情報収集と市土の適正利用に関する市民への普及啓発
---	---	--	---

地域別の展開方向

地域類型	基本方向
都市	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 多極ネットワーク型のコンパクトな市街地の維持 ➢ 人が集まり、回遊し、住み続けられる、落ち着きと賑わいのある市中心部の推進 ➢ 地域特性を踏まえた各地域の都市基盤整備、良好な街並みの景観形成
農山漁村	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自然環境の保全と生産活動の振興に調和した居住環境整備 ➢ 海・里・山の利活用による交流と地域活力の維持向上
自然維持地域	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 原生的な自然地域、野生動植物の生息地、自然景観地の適正な保全 ➢ 自然とのふれあいの場としての利用
その他	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 高速交通網の整備と利便性・快適性を考慮した道路整備 ➢ 住民ニーズと安全性を踏まえた公共施設整備 ➢ 環境・歴史・文化に配慮した再生可能エネルギー利用の円滑な推進

地域区別の土地利用基本方向

地域別	展開方向
北部地域 (主に市街地、農村地域)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 新産業の集積や既存産業の高度化、駅前周辺の活性化 ➢ 低未利用地の活用や既存ストックの有効活用 ➢ 農用地の適切な管理と快適な居住環境の維持
東部地域 (主に中山間地域)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 観光・交流機能の強化 ➢ 出羽三山地域の歴史文化と自然の保全整備 ➢ 農用地の適切な管理と快適な居住環境の維持
南部地域 (主に中山間、山村地域)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 山間部の特性を生かした特産物の生産 ➢ 森林とのふれあいの機会としての利活用 ➢ 水源涵養林としての森林の保全管理
南西部地域 (主に山村地域)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 適切な森林経営計画の導入や林道網の整備推進
西部地域 (主に沿岸域)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 日本海沿岸の集落の環境整備と港湾・防潮施設等の整備推進 ➢ 海洋レクリエーションや教育研究機能の向上
南東部地域 (森林保全区域)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 磐梯朝日国立公園の優れた自然景観の適正な保全 ➢ 自然体験・学習等自然とのふれあいの場としての利活用
東部・南部・南西部・西部地域共通	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 土砂災害からの生活の安全確保



利用目的別規模の目標

利用区分	令和元年	令和13年	増減率
農用地	18,150	18,027	△0.7%
森林	95,866	95,808	△0.1%
水面・河川・水路	3,929	3,930	-
道路	4,094	4,157	1.5%
宅地	3,387	3,504	3.5%
その他	5,727	5,725	-
合計 (ha)	131,153	131,151	-

※合計面積は令和3年10月1日現在131,151ha (国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」)